

注意事項

I 収入の範囲

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 勤労収入(通勤手当も含む総支給) | ⑦ 雇用保険法による失業給付金 |
| ② 副業収入(農業、商業、漁業、林業、その他) | ⑧ 健康保険法による傷病手当金・出産手当金 |
| ③ 投資収入(株式配当金、決算余剰配当金等) | ⑨ 労災保険法による休業補償費 |
| ④ 年金収入(遺族年金、恩給、私的年金を含む) | ⑩ 生活保護法による生活扶助料 |
| ⑤ 利子収入(預金利子、有価証券による利子収入) | ⑪ その他実質的に収入と認められるもの |
| ⑥ 不動産賃貸収入(土地、家屋等) | |
- ※扶養認定時の収入とは非課税のものも含まれます。

II 効力の発生及び消滅

被扶養者の効力の発生及び消滅は、被扶養者異動届の提出により認定した日とする。

III 認定の取り消し

被保険者が届出書に事実と相違した記載をして認定を受けたことが判明した場合には、認定の時点にさかのぼってその資格を取り消します。

IV 認定の手続き

被扶養者異動届には、それぞれ該当する次の書類を添付して提出してください。ただし、義務教育終了前の子を被扶養者とするときは、原則添付書類は必要ありません。

① 勤労収入のある者	・直近3か月分の給料明細写し
② 学校に在学する16才以上の者 (原則、昼間の高校生を除く)	・学生証の写し
③ 長期療養者	・医師の診断書
④ 身体障害者	・身体障害者手帳の写し
⑤ 各種年金、恩給受給者	・直近の年金等支払通知書の写し
⑥ 各種休業保償費受給者	・給付金の受給を証明する書類
⑦ 失業給付金受給満了者	・雇用保険受給資格者証(受給満了日がわかるようコピー)
⑧ 商業、農林水産業等を営む者	・市町村長の所得証明書または税務申告書の写し(直近)
⑨ 被保険者と別居の者	・継続的な送金を証明する書類
⑩ 無職、無収入の者	・市町村長の所得証明書を提出していただく場合があります

※ 家族構成等の確認が必要な場合に限り、住民票(写)の添付してください。(発行より3か月以内のもの)

※ 被保険者以外の扶養義務者がいる場合、その扶養義務者の収入等の証明書も添付してください。

※ 上記書類の他に必要な場合に限り、別に証明書等の提出を依頼することがあります。

※ 被扶養者となるためには、主として被保険者の収入によって生活していることと、年間収入が130万〔月額概ね108,000、日額3,612〕円未満(60歳以上または概ね障害年金の受給要件に該当する程度の障害者は年間収入180万〔月額150,000、日額5,000〕円未満、19歳以上23歳未満の方^{※1}は150万〔月額125,000、日額4,167〕円未満)で、被保険者収入の2分の1未満であることとされています。

※1 19歳以上23歳未満の年齢要件については今年の12月31日現在の年齢で判定します。